

氏 名	おおのこうじ 大 野 晃 嗣
学位の種類	博 士 (文 学)
学位記番号	文 博 第 279 号
学位授与の日付	平 成 16 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	文 学 研 究 科 歴 史 文 化 学 専 攻
学位論文題目	明清官僚制の基礎研究 ——「同年齒録」を中心として——

論文調査委員 (主 査) 教 授 夫 馬 進 教 授 杉 山 正 明 助教授 高 嶋 航

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、中国明清時代の官僚制について、主に「同年齒録」という科举合格者の同年組名簿をもとに人事制度の側面から分析を加え、彼ら官僚の人生と官僚制のしくみとを考察したものである。「緒言」「結語」を除き、四章にて構成され、さらに付章が加えられる。

まず「緒言」では、本論文のねらいが示される。ここでは明清時代の官僚制について、官僚たちの上昇志向と、それに答えつつ官僚システムを維持せんとして様々に考案される人事制度とから分析を加え、官僚の人生の側から「官僚制」を捉え直すことを目的とする、と課題が設定される。たとえば従来の明代官僚制研究では、明代を特徴づける各官職を機能的側面から静態的に説明するという傾向が著しく、論者の目指すような角度から分析を加えてこなかったと述べ、また官歴を網羅的に記す一次史料が乏しい明代にあって、それを補う史料として「同年齒録」を利用する、とする。

第一章「明代の廷試合格者と初任官ポスト——「同年齒録」とその統計的利用——」では、5種類の「同年齒録」を利用することによって、これまで曖昧に類推されてきた嘉靖・万暦期の科举合格者の年齢層、初任官ポスト振り分けの実態などを明らかにする。当時の進士は、受験勉強を経て平均31～32歳で科举に合格し、官僚社会での人生をスタートさせる。一甲進士は翰林院へ入仕し、二甲進士は主に中央の六部主事へ、そして三甲進士は主に知県・推官といった地方官へ任命される。そこには明確な初任官ポストの区別があり、それは明代中頃の弘治年間にはすでに固定されていた、という。当初、中央官よりも地方官を軽視する風潮も手伝って、新進士たちは知県などに着任することを嫌った。しかし科道官が、政治的に重要な役割を果たし、清要の官と見なされるに従ってこの状況は変化していく。知県・推官から科道官へ任命されるコースが成立することによって、三甲進士から地方官へ任命されることが、その科道官へと任命される可能性をもたらすに至る。これにより進士になったのち、まず知県・推官となることがエリートコースの入り口に立つ意味を持つようになった、とする。

第二章「『嘉靖丙辰同年世講録』について——その史料性ならびに若干の官僚制考察を含めて——」では『嘉靖丙辰同年世講録』一卷（台北、国家図書館所蔵）を取り上げ、現存版が出版された経緯、及び現存版に関わる人物関係、その史料としての正確さ、そこに記載された官歴情報から窺える当時の官僚制などについて論じる。現存する『嘉靖丙辰同年世講録』は、揚道亨という目立った経歴のない平凡な進士が、トップ合格者である諸大綬の依頼を受け、初刻本を更新編纂したものである。その際、年下の同年で吏部郎中であつた高察から、官歴文書を借りて利用しており、そのことが本書の持つ情報の正確性に大きく寄与している。そしてその後、同年の趙賢の家に伝わったものが現在に残っていると考えられる、とする。また収録される個人履歴について、他書に見える履歴との対照・検討が加えられる。そしてその官歴情報・生年情報は極めて正確であり、まとまった明代の人事档案が現存しない状況にあって、有効な史料として活用できる、と述べる。『嘉靖丙辰同年世講録』によれば、当時の官僚の進士に合格してからの平均余命は22年～25年程度であつたと推定される。これを第一章で検討した平均合格年齢と照らし合わせれば、合格時にすでに人生の折り返し地点を過ぎていたことが分かる。しかし死去・致仕以外にも、官僚社会内部での上昇に影響を与えるものとして左遷がある。この「同年齒録」に記録される官歴情報

からすれば、一度でも左遷を受ければ、その後の官僚社会内での栄達はほぼ絶望的であった、とする。

第三章「明代「行取」考」は、明代の「行取」制度成立の背景について論じる。明代の「行取」制度とは、知県・推官から科道官へ任命される人事を指すものと現在考えられている。しかし元来は「文書を送って召し出す」という意味であり、多様な場面で利用されていた。天順年間以降、科道官が政治の上で重要な役割を果たし、清要の官と見なされるに従って、進士初任のポストとしてそれが相応しいかどうか、議論される。これに伴い、七品官である中央の科道官に対して、同じ七品官である地方官の知県・推官から選んで任命することが行われるようになる。同時に進士偏重の人事が重なって、同じ知県・推官でも進士出身以外の者は科道官へ任命されなくなる。この結果、「三甲進士から知県・推官に任命され、次いで科道官に任命される」というコースは、恒常的な抜擢人事として確立する。そして進士たちにとっては、知県・推官となることは清要の官へのエリートコースの一つとなり、官僚社会内での上昇の早道となる。嘉靖・万暦の進士たちは、はっきりと「行取」されることを期待していた。つまり「行取」が、清代に編纂された『明史』の中で、人事制度上の一つの限定した形式を指すように書かれるのは、科道官ポストの位置づけの上昇と、それに対する官僚たちの意識の変化が強く反映したものである、とする。

第四章「清代加級考—中国官僚制度の一側面—」は、清代の「加級」制度について、その成立過程、官僚人生に果たした役割・意義について論じる。この制度は順治年間から乾隆年間にかけて整備された。官員が「加級」を獲得する手段は、大きく分けて三つある。「恩詔加級」「議叙加級」「捐納加級」である。この加級を入手すると、「冠服」や「封贈階」を上昇させることが可能であり、官僚の上昇意識を目に見えるかたちで満たす一つの要素として作用した。ただし俸給の上昇を伴わない。時代が降るにつれ、「加級」所有者の爆発的な増加に伴って、その価値・効果に様々な制限が設定されていく。そしてそれに平行して「抵銷制度」が整備される。これは通常業務中に犯したミスを、すでに獲得している「加級」で相殺させるというもので、官僚たちはあらかじめ金銭で加級を購入し、不測の事態に備えるようになった。ごく普通の制度をもうけ、限られた官僚人生を生き残りうる手段を様々に用意していたところに、中国官僚制度の強靱さが維持されてきた秘密があるとし、官僚制を構築してきた人々の意志の一端を見て取ることができる、とする。

「結語」では、以上論じたことを総括すると同時に、今後の課題についても触れる。本稿で取り上げることの出来なかった明代の「同年齒録」は、まだ多数存在する。すべてを収集し、検討を加え、読解することによって、閉塞した感の感のある明代官僚制研究に一石を投じることができる、とする。また、明清時代の官僚制は、やはりそれ以前の官僚制と対比して始めて歴史的な特徴が見えるであろうし、その構成員たる官僚の現実の姿に一層肉薄できる、と述べる。

付章「最近の明代官僚制研究」では、最近10年ほどの間に公表された研究成果を中心に、明代官僚制研究の現状を紹介し、また史料環境の変化について触れる。

論文審査の結果の要旨

日本における中国明清官僚制の研究は、ここ半世紀の間、明清史研究が全体として活況を呈してきたなかにあって、あまり人気のない分野であったと言ってよい。論者はこの状況について本論文付章の「最近の明代官僚制研究」で、明代官僚制研究は明代史研究が全体として盛んであった近年にあって全く「蚊帳の外」におかれていた、と表現する。また論者は清代官僚制を論じた第四章で、清代の官僚制度と人事制度を語る上で鍵となる制度のどれ一つをとっても、国内外を問わず「およそ百年前に日本で編纂された『清国行政法』(1905~1915)の水準を抜くものではない」と評してはばからない。一見傲慢ともとれるこれら学界の現況に対する評価は、しかし間違いなく正鵠を射たものと言うべきであるし、さらに論者がこれからなさんとする目標の高さを言い表したものとして、むしろ積極的に評価すべきであろう。そして事実、これまでの研究成果をまとめた本論文は、数々の創見にとむばかりでなく、今後、論者による研究が中国明清官僚制度の研究を活性化してゆくのではないかと、との予感を感じさせるものとなっている。

本論文における創見ないしは優れた点として、以下の諸点を挙げることができる。まず第一章「明代の廷試合格者と初任官ポスト—「同年齒録」とその統計的利用—」は、進士合格者たちがどのような初任官のポストに就きどのようなコースをたどって昇進していったのか、さらに言うならどのようなポストにまず就くことが期待されていたのか、この変遷をダイナミックに描き出したものとして優れた価値を有する。この論文が優れたものとなった一番の要因は、「同年齒録」の史料

的価値に気づき、これをこの種の研究としてははじめて有効に活用したからである。「同年齒録」とは、同じ年に科挙に合格した者が官僚になったのち、私的に編纂したいわば同窓会名簿であり、彼らの官僚としての履歴が記されている。論者は明代後半と言うべき嘉靖26年（1547年）から万暦38年（1610年）にわたる5種類の「同年齒録」をもとに統計を取ることによって、いずれの年においても初任官ポストとしては知県・推官という地方官が最も多く、次いで六部主事という中央官僚が多いという明瞭な傾向を指摘する。まず興味深いのは、知県・推官となるのが三甲進士という科挙の成績では最も下位に位置づけられた者たちであり、六部主事となるのが1ランク上で合格した二甲進士たちであったこと、そしてこのような初任官ルートは明代中期にできあがったものであった、とする指摘である。さらに興味深いのは、当時新たに進士になった者にとっては、ただちに六部主事になるよりもむしろ官品では低い知県・推官になることの方が望まれていた、との指摘である。それは、科道官と呼ぶ中央官僚にどのような者が任命されるのかに密接に関係する。科道官の官品は低いものの、弾劾を職とするゆえに重んじられ、その後の昇進もほぼ保証されていた。論者によれば、明代初めには進士出身者が初任官として知県となることはむしろ忌避されていた。ところが、地方経験のある知県・推官から科道官へ任命されるというコースが明代中頃に成立することによって、三甲進士から初任官としてまず地方官へ任命されることがエリートコースの一つになったとする。論者は同年齒録に記載された進士たちの官歴を追うことによって昇進ルートに明確な傾向があることを明らかにし、さらに随筆・実録・文集などを広く渉猟することによって、明一代を通じての変遷を描き出すことに成功している。

次に第二章「『嘉靖丙辰同年世講録』について—その史料性ならびに若干の官僚制考察を含めて—」において、「同年齒録」に記された進士合格者の年齢やその後の官歴が正確であること、新進士のその後の平均余命は22年から25年であったと推定されること、そこに記載される官歴から見て、一度でも左遷を受ければその後の栄達にはほぼ絶望的であったことを明らかにした点も、大きな功績である。明清時代の記録では、「同年齒録」ではしばしば本当の年齢よりも若く記載している、との批判がしばしば見られる。これに対して論者は、『嘉靖丙辰同年世講録』に見える新進士のうち伝記や墓誌銘など他の史料でも生年を確認できる者26人について調査したところ、わずか3人のみ年齢をより若く偽っているだけであることを明らかにし、あわせて官歴の点でもその記載が極めて正確であることを明らかにした。また「同年齒録」によるかぎり、進士となる年齢は平均で31歳から32歳、彼らの平均寿命が53歳から56歳であったとするのも、近年中国の学界で割り出された墓誌銘をもとにした統計の数値、すなわち明代嘉靖ごろの平均寿命を66.5歳であったとするものに大きく修正を迫るものである。

第四章「清代加級考—中国官僚制度の一側面—」も、「加級」という語が清代の史料では頻出するにもかかわらず、それがどのような制度で官僚の人生にとってどのような役割を果たしていたのか、恐らくは世界ではじめて明らかにしたものである。「級」には九品に正・従があるから合計18級ある。論者によれば、「加級」制度は清代になってはじめて整備されたもので、官僚にミスがあった場合ただちに実質をとまなう降格処分を加えるのではなく、「加級」で相殺できるようになっていた。論者は制度としての加級を明らかにしただけでなく、官僚たちが不測の事態に備えて、金銭でこの「級」を購入することに努めていたことも明らかにしており、興味深い。

従来の中国明清時代の官僚制研究では、中国での研究にしばしば見られるように、個々の官職の変遷を概論するものに過ぎなかったり、日本での研究にしばしば見られるように、詳細ではあるが単なる史料の羅列であるか、単なる統計処理であるものが多かった。本論文は、従来の研究を一新する感があり、叙述は鮮明にして滑らかである。統計処理という力仕事に終わることなく、随所にちりばめられた随筆などからの引用が、論旨に説得力を増すものとして有効にきいている。もちろん、問題がないわけではない。最も大きな問題は、論者は明清両代をほぼ同様に官僚があり余っていた時代であったとし、捐納つまり買官の問題がとくに清代で顕著であることを議論の前提にしない点である。明朝と清朝とでは恐らくは国家を建設する理念からして違っていた。論者が幾分かでもこのことに想いをいたしていたのであれば、本論文はより説得力を増していたであろうと惜しまれる。しかしこの問題もやがて論者によって取り込まれ、より大きな成果となって結実するものと期待できる。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2004年3月1日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した事項について口頭試問を行った結果、合格と認めた。